

今号の主な内容	
2面	年末年始の資源・ごみ収集
3面	区の財政状況
5面	学童クラブ(定期利用・学校休業期間利用)利用者募集
8面	地域でがんばる商店街 マイナンバーの通知カードを発送しています

広報しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成27年(2015年)

12・5

第2159号



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
午前8時～午後10時(12/5は休みます)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

12月3日～9日は障害者週間

障害のある方も ない方も ともに支え合い 安心して暮らすまち

障害のある方が困っている場面に出会ったとき、「どうしたらよいか分からなかった」「声を掛けてよいか迷った」などの経験をしたことはありませんか。身体障害や知的障害、精神障害など、障害のある方への理解不足や誤解などから生じる「このころの障壁(バリア)」を取り払い、障害の有無にかかわらず互いに尊重し、支え合い、助け合いながら、共に暮らすまちにしていきたいと思います。

今回は、28年4月1日から施行される障害者差別解消法と、障害のある方が普段持っているヘルプカードを紹介します。

【問合せ】障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階)☎(5273)4516・☎(3209)3441へ。

障害者差別解消法 が施行されます

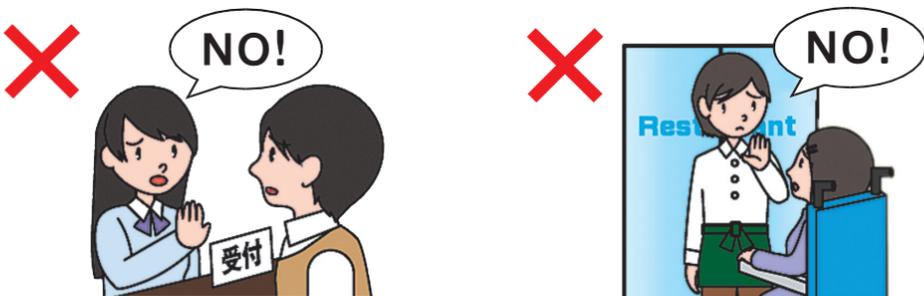
障害を理由とする差別の解消を推進します

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が28年4月1日から施行されます。この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することで、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

国・地方公共団体・民間事業者等は、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

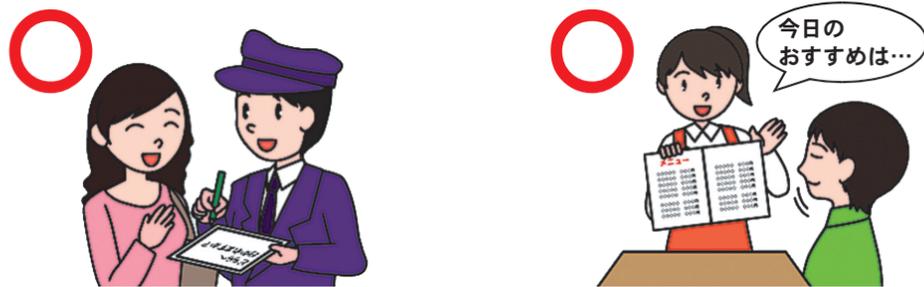
● 障害を理由にした不当な差別的取り扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。



● 合理的な配慮の不提供の禁止 ※民間事業者は努力義務

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利や利益が侵害される場合も、差別に当たります。



区では 障害者就労施設等からの物品・サービスの調達 に積極的に取り組んでいます

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」により、区では、障害者就労施設等からの物品等の調達について目標を定め、実績を公表するなど、全庁的に取り組んでいます。26年度の実績額は、8,324万1,302円で、目標値である7,653万7,137円を上回りました。

ヘルプカードは周囲に手助けをお願いしやすくするカードです

障害のある方の中には、自分から「困っている」と伝えられない方がいます。手助けが必要なのに、コミュニケーションに障害があり、困っていることをなかなか伝えられない方だけでなく、自覚できない方もいます。ヘルプカードは、障害のある方が普段から持っていることで、日常生活で困ったときのほか、緊急時や災害時などに周囲の手助けをお願いしやすくするものです。カードの表紙には、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」が記載されています。

カードには氏名・住所・生年月日のほか、困ったときに伝えたいことが記入されています

- 例えば
- ◆ 緊急連絡先
 - ◆ アレルギーや発作の症状
 - ◆ 救急時に搬送してほしい病院
 - ◆ 周りの人に配慮してほしいこと など

ヘルプカード表紙



ヘルプマーク



障害のある方が困っていたら

- ◆ 「どうしましたか」と声を掛けてください
- ◆ 相手に伝わっているか確かめながらゆっくり話してください
- ◆ ヘルプカードを持っていたら、カードに書いてある内容に従って手助けしてください

障害者福祉施設共同バザール・ 12月9日(水)・10日(木) 障害者作品展

【日時】12月9日(水)・10日(木)午前10時30分～午後7時(10日は午後5時まで)

【会場】新宿駅西口広場イベントコーナー

【内容】▶障害のある方が制作した絵画・書・写真等の展示、▶七宝焼・ビーズ等のアクセサリ、パン・クッキー等の販売、▶障害者優先調達推進法に関わる仕事受注アピールボードの展示、▶障害者・高齢者疑似体験

※絵画等の作品は、ギャラリーオーガード「みるっく」(新宿大ガード下)でも12月24日(木)まで展示しています。

※区役所本庁舎1階ロビーでは、障害者理解啓発パネル展を12月11日(金)まで開催しています。

【問合せ】障害者福祉課福祉推進係へ。



◀ 昨年の作品展から